

三木町コミュニティバス広告募集要項

令和6年1月

三木町コミュニティバスの広告募集要項は、次のとおりとします。

1 三木町コミュニティバス事業

- (1) 運行時間 : 午前7時00分から午後6時54分まで
- (2) 運行日 : 平日及び土曜日、山南地区は月曜日・火曜日・木曜日・金曜日
- (3) 運休日 : 日曜日、祝日、振替休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの6日間)

- (4) 路線及び便数 : 【獅子バス^{まい}舞ちゃん号】

- ①池戸コース（右回り）4便
- ②池戸コース（左回り）3便
- ③神山コース（右回り）2便
- ④神山コース（左回り）2便
- ⑤井戸・下高岡コース（右回り）便

- 【獅子バス^{はっぴ}幸ちゃん号】

- ⑦下高岡コース（右回り）3便
- ⑧下高岡コース（左回り）3便
- ⑪田中コース（右回り）2便
- ⑫田中コース（左回り）3便
- ⑬井戸・下高岡コース（左回り）3便

- 【山南地区コミュニティバス】

- 奥山・鹿庭コース（月・木曜日運行 最大3便）
- 小蓑・朝倉コース（火・金曜日運行 最大3便）

2 広告の種類

- (1) 車内広告（車内広告枠）（獅子バス^{まい}舞ちゃん号・獅子バス^{はっぴ}幸ちゃん号のみ）
- (2) 停留所名称
- (3) 運行路線図（時刻表チラシ）

3 広告掲載料等

掲載位置	規格	掲載期間	広告掲載料 (税込)	備考
車内広告 (ポスター)	日本工業規格 A 3 版 (297mm×420mm)	1 か月 (月の初日から 末日まで)	月額 1,000 円	車内上部に 貼付け
停留所名称	停留所の名称と して適切なもの	10 か月以上～1年 (4 月 1 日から翌年 の 3 月 31 日まで)	年額 10,000 円	停留所から至近 距離にあること
		年度途中から停留所 を設置又は廃止する場合 (10 か月未満)	月額 1,000 円	
運行路線図 (時刻表チラシ)	1 枠 縦 55mm×横 85mm	印刷し、町が使用を 終わるまで又は次期 ダイヤ改正まで	1 枠 10,000 円	印刷部数 15,000 部

- (1) 運休日の日数分に応じた広告掲載期間の延長はしません。
- (2) チラシの広告掲載位置、枠数及び使用できる色は、町が決定し、掲載する位置及び使用できる色を指定します。
- (3) 車内広告を連続して掲載できる期間は、最大 12 か月とします。ただし、継続を希望する場合は、更新することができます。
- (4) 停留所名称とは、「停留所」、「停留所路線図」の名称表示及び「車内放送用アナウンス」です。
- (5) 停留所名称を年度の途中から掲載する場合は、掲載を開始する日から当該年度の 3 月 31 日までとなります。
- (6) 運行路線図（時刻表チラシ）への広告には、広告枠左上に縦 5 mm 横 10mm の大きさに「広告」という表示を記載します。
- (7) 運行路線図（時刻表チラシ）は、ダイヤ改正等によって 15,000 部全て配布できない場合があります。
- (8) 運行路線図（時刻表チラシ）への広告の大きさについては、運行路線図のレイアウト等によって変更することがあります。

4 申込方法

申込方法	三木町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に規定している三木町広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告原稿見本及び広告主事業概要を添えて、申し込んでください。（要綱第 7 条）
提出原稿様式	紙出力及び電子データ（Microsoft Word 等）
申込み・ 問い合わせ先	761-0692 三木町大字氷上 310 番地 三木町政策課 コミュニティバス担当 電話：087-891-3302 Fax：087-898-1994 E-mail: seisaku@town.miki.lg.jp
申込期限	掲載を希望する月の 2 か月前の 20 日 午後 5 時まで

広告掲載料 納付期限	掲載開始月の1か月前の15日 午後5時まで (複数月の場合であっても、一括前納)
---------------	---

※ 20日及び15日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その後の最初の平日とします。

5 広告掲載基準

要綱及び三木町広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき実施しますので、要綱及び基準を承知の上申し込んでください。

6 広告の選定方法

広告の選定は、事業所の所在地や公共性等を勘案して掲載順位を決定します。同順位のもの複数ある場合は抽選により決定します。（要綱第9条）

7 広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾の決定をしたときは、その結果を通知します。（要綱第8条）

8 広告製作費用

- (1) 広告原稿作成費用、車内広告作成に係る一切の費用は、原則として申請者又は広告主の負担とします。
- (2) 「停留所」、「停留所路線図」の名称表示の新規作成又は変更、及び「車内放送用アナウンス」の新規作成又は変更に係る一切の費用は、原則として申請者又は広告主の負担とします。

9 広告内容の訂正

広告を掲載することとなった広告原稿を訂正する場合は、訂正する原稿を速やかに担当へ提出してください。

10 広告内容の変更

社会情勢の変化や、各種法令、要綱又は基準等の改正により、広告内容が不適切と思われる場合は、要綱第8条の決定により広告を掲載することとなった広告主に対して内容等の変更を求めることがあります。（基準第7条）

11 広告掲載の取消し

広告主が、①指定期日までに広告掲載料を納付しない場合、②広告主又は広告内容が、要綱、基準、募集要項等の規定に抵触する又はそのおそれがある場合、③町長が広告の掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。（要綱第11条）

広告掲載を取り消した場合でも、既に納付された広告掲載料は返還しません。（要綱第12条）

12 広告掲載期間の延長

車体の故障等により車内広告を掲出できなかったときは、掲出できなかった日数に応じて、掲出期間を延長します。延長できない広告又は広告主が延長を希望しない場合については、未掲出

期間（月の途中で掲出できなかった場合は、その月以降の納付済額）の広告掲載料を返還します。
（要綱第 12 条）

13 広告主の責務

広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

広告主は、広告掲載後その責めに帰すべき理由により、当町に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとします。

広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。（要綱第 13 条）

14 広告提出期限

車両メッセージ及び車内広告に広告を掲載することとなった広告主は、町が指定する様式の広告を掲載開始月の前月 25 日午後 5 時までに作成し提出してください。

15 その他

その他疑義が生じた場合は、町と広告主で協議し決定するものとします。